

指定管理者からの暴力団等の排除に関する誓約書

年 月 日

会津若松市長

所在地

団体名称

代表者氏名

印

会津若松市文化施設の指定管理者の指定の申請を行うにあたり、下記に掲載した事項に該当しておらず、かつ、将来においても該当しないことを誓約します。

また、別紙の役員等名簿を警察等関係機関に提供し、この誓約事項について同機関に確認することに同意します。

記

1 指定管理者として不適当な者

- (1) 法人その他の団体が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人その他の団体の理事その他役員が暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 理事その他役員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団や暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 理事その他役員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 理事その他役員が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 理事その他役員が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 指定管理者として不適当な次の行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に際して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(別紙)

役 員 等 名 簿

所在地

团体名称

代表者氏名

印

[illegible]